

(参考資料)

目次

資料 1

前橋市準備委員会名簿	1
------------	---

資料 2

前橋市準備委員会会則	4
------------	---

資料 3

前橋市準備委員会専門委員会規程	7
-----------------	---

資料 4

前橋市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）の一部変更について	9
※第 2 回常任委員会で承認済み（第 1 号議案）	

資料 5

各種基本計画について	12
※第 2 回常任委員会で承認済み（第 2 号議案）	

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会名簿

参考資料 1

(順不同・敬称略)

会長 1名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	前橋市	市長	小川 晶

副会長 7名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	前橋市議会	議長	富田 公隆
2	スポーツ関係	一般財団法人前橋市スポーツ協会	会長	菅原 宏
3	産業・経済関係	前橋商工会議所	会頭	金子 昌彦
4	宿泊・観光・衛生関係	公益財団法人前橋観光コンベンション協会	理事長	曾我 孝之
5	市関係	前橋市	副市長	細谷 精一
6	市関係	前橋市	副市長	猪俣 理恵
7	市関係	前橋市教育委員会	教育長	吉川 真由美

常任委員 33名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	スポーツ関係	公益財団法人前橋市まちづくり公社	理事長	静 知明
2	スポーツ関係	前橋市スポーツ推進審議会	会長	遠藤 祐司
3	スポーツ関係	前橋市スポーツ推進委員会	会長	岩上 清美
4	スポーツ関係	前橋市小学校体育研究会	会長	目黒 徹
5	スポーツ関係	前橋市中学校体育連盟	会長	金子 恵一
6	スポーツ関係	前橋地区高等学校・特別支援学校校長会	幹事	斉藤 直市
7	宿泊・観光・衛生関係	前橋旅館ホテル協同組合	理事長	黒岩 祐二
8	競技団体関係	一般財団法人群馬陸上競技協会	会長	高橋 賢作
9	競技団体関係	一般社団法人群馬県水泳連盟	会長	田中 信宏
10	競技団体関係	公益社団法人群馬県サッカー協会	会長	針谷 章
11	競技団体関係	群馬県バレーボール協会	会長	鈴木 信弘
12	競技団体関係	群馬県体操協会	会長	橋爪 俊夫
13	競技団体関係	群馬県体操協会トランポリン部	部長	小淵 優子
14	競技団体関係	一般社団法人群馬県自転車競技連盟	会長	板鼻 昭
15	競技団体関係	群馬県ソフトテニス連盟	会長	森田 哲好
16	競技団体関係	群馬県柔道連盟	会長	鳥居 吉二
17	競技団体関係	一般社団法人群馬県ソフトボール協会	会長	星名 建市
18	競技団体関係	群馬県弓道連盟	会長	勅使河原 守
19	競技団体関係	群馬県ライフル射撃協会	会長	岡田 榮三
20	競技団体関係	群馬県剣道連盟	会長	小林 一隆
21	競技団体関係	一般社団法人群馬県山岳・スポーツクライミング連盟	会長	吉田 直人
22	競技団体関係	群馬県馬術連盟	会長	秋本 幸司
23	競技団体関係	群馬県卓球協会	会長	茂木 暁至
24	教育・学校関係	前橋市小学校校長会	会長	松本 敏樹
25	教育・学校関係	前橋市中学校校長会	会長	本間 淳彦
26	国関係	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長	杉崎 光広
27	県関係	前橋土木事務所	所長	鈴木 修
28	県関係	前橋警察署	署長	堀越 浩
29	県関係	前橋東警察署	署長	井上 朱実
30	通信・輸送・交通関係	一般社団法人群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
31	通信・輸送・交通関係	前橋地区タクシー協議会	会長	諸井 克之
32	医療・福祉関係	公益社団法人前橋市医師会	会長	須田 浩充
33	市関係	前橋市	文化スポーツ観光部長	片貝 早苗

委員 58名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	スポーツ関係	前橋市スポーツ少年団	本部長	松井 慎二
2	スポーツ関係	群馬県レクリエーション協会	会長	星名 建市
3	スポーツ関係	前橋市スポーツ振興後援会	会長	石川 靖
4	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人前橋市物産振興協会	理事長	林 智浩
5	宿泊・観光・衛生関係	前橋食品衛生協会	会長	久保田 晋
6	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人全国旅行業協会群馬県支部（一般社団法人群馬県旅行業協会）	会長	小林 聡

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
7	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人日本旅行業協会関東支部群馬県支部	支部長	三上 敬太
8	宿泊・観光・衛生関係	赤城山観光連盟	会長	青木 泰孝
9	宿泊・観光・衛生関係	赤城温泉観光協同組合	組合長	東宮 秀樹
10	宿泊・観光・衛生関係	敷島公園観光連盟	会長	青山 美奈子
11	市議会関係	前橋市議会	副議長	藤江 彰
12	市議会関係	前橋市議会市民経済常任委員会	委員長	山田 秀明
13	市議会関係	前橋市議会市民経済常任委員会	副委員長	木部 秀人
14	市議会関係	前橋市議会スポーツ振興議員連盟	会長	小曾根 英明
15	国関係	自衛隊群馬地方協力本部	本部長	小久保 勝之
16	競技団体	前橋市陸上競技協会	会長	中曾根 康隆
17	競技団体	前橋市水泳協会	会長	滋野 文夫
18	競技団体	前橋市サッカー協会	会長	横沢 清志
19	競技団体	前橋市バレーボール協会	会長	渡辺 捷紀
20	競技団体	前橋市体操協会	会長	田子 幸彦
21	競技団体	前橋市トランポリン協会	会長	北原 智子
22	競技団体	前橋市アマチュア自転車競技協会	副会長	井上 竹義
23	競技団体	前橋市ソフトテニス連盟	会長	佐藤 栄一
24	競技団体	群馬県柔道連盟前橋支部	支部長	吉田 一夫
25	競技団体	前橋市ソフトボール協会	会長	樋口 明彦
26	競技団体	群馬県弓道連盟前橋支部	支部長	勅使河原 幸子
27	競技団体	群馬県剣道連盟前橋支部	支部長	原 三郎
28	競技団体	前橋山岳会	会長	小泉 俊夫
29	競技団体	前橋市卓球協会	副会長	上原 清司
30	教育・学校関係	群馬県私立小・中・高等学校協会	会長	野口 秀樹
31	教育・学校関係	一般社団法人群馬県専修学校各種学校連合会	会長	小倉 基宏
32	産業・経済関係	前橋市農業協同組合	代表理事組合長	矢端 幹男
33	産業・経済関係	前橋中心商店街協同組合	理事長	植木 修
34	産業・経済関係	前橋市商店街連合会	会長	碓井 洋子
35	産業・経済関係	前橋東部商工会	会長	石川 修司
36	産業・経済関係	富士見商工会	会長	狩野 亮一
37	教育・学校関係	群馬県高等学校PTA連合会	会長	西脇 保
38	教育・学校関係	前橋市PTA連合会(小・中・特別支援学校)	会長	阿部 宗臣
39	教育・学校関係	前橋市私立幼稚園・認定こども園協会	会長	内田 達也
40	通信・輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	執行役員 高崎支社長	樋口 達夫
41	通信・輸送・交通関係	上毛電気鉄道株式会社	取締役社長	橋本 隆
42	通信・輸送・交通関係	一般社団法人群馬県トラック協会	会長	武井 宏
43	通信・輸送・交通関係	NTT東日本株式会社	支店長	田島 裕
44	医療・福祉関係	社会福祉法人前橋市社会福祉協議会	会長	南雲 厚
45	医療・福祉関係	日本赤十字社群馬県支部	支部長	山本 一太
46	医療・福祉関係	一般社団法人前橋市歯科医師会	会長	高松 透浩
47	医療・福祉関係	一般社団法人前橋市薬剤師会	会長	佐藤 岳彦
48	医療・福祉関係	公益社団法人群馬県看護協会	会長	神山 智子
49	医療・福祉関係	前橋市聴覚障害者福祉協会	会長	山田 浩臣
50	医療・福祉関係	前橋市視覚障害者福祉協会	会長	高橋 賢司
51	医療・福祉関係	前橋市手をつなぐ育成会	会長	塩崎 政江
52	医療・福祉関係	前橋市肢体不自由児者父母の会	会長	斎藤 寛
53	医療・福祉関係	前橋精神障害者家族会あざみ会	会長	今村 和夫
54	市民団体・各種団体	前橋市文化協会	会長	佐藤 博之
55	市民団体・各種団体	前橋市国際交流協会	副会長	矢端 和之
56	市民団体・各種団体	公益社団法人前橋青年会議所	理事長	須永 光
57	市民団体・各種団体	前橋商工会議所青年部緑水会	代表幹事	小林 良介
58	市民団体・各種団体	前橋市自治会連合会	会長	三橋 好

監事 2名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	前橋市	代表監査委員	関 哲哉
2	市関係	前橋市	会計管理者	高柳 敦

参与 51名

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	前橋市議会	議員	阿久澤 萌
2	市議会関係	前橋市議会	議員	岸川 知己
3	市議会関係	前橋市議会	議員	吉原 大輔
4	市議会関係	前橋市議会	議員	宮崎 裕紀子
5	市議会関係	前橋市議会	議員	水野 芳宜
6	市議会関係	前橋市議会	議員	下田 一成
7	市議会関係	前橋市議会	議員	佐藤 祥平
8	市議会関係	前橋市議会	議員	吉田 博昭
9	市議会関係	前橋市議会	議員	間仁田 諭
10	市議会関係	前橋市議会	議員	小川 真太郎
11	市議会関係	前橋市議会	議員	大澤 智之
12	市議会関係	前橋市議会	議員	入澤 繭子
13	市議会関係	前橋市議会	議員	吉田 直弘
14	市議会関係	前橋市議会	議員	明野 康剛
15	市議会関係	前橋市議会	議員	高橋 照代
16	市議会関係	前橋市議会	議員	市村 均光
17	市議会関係	前橋市議会	議員	堤 波志芽
18	市議会関係	前橋市議会	議員	小淵 一明
19	市議会関係	前橋市議会	議員	林 幸一
20	市議会関係	前橋市議会	議員	林 倫史
21	市議会関係	前橋市議会	議員	須賀 博史
22	市議会関係	前橋市議会	議員	窪田 出
23	市議会関係	前橋市議会	議員	新井 美加
24	市議会関係	前橋市議会	議員	角田 修一
25	市議会関係	前橋市議会	議員	三森 和也
26	市議会関係	前橋市議会	議員	近藤 好江
27	市議会関係	前橋市議会	議員	小林 久子
28	市議会関係	前橋市議会	議員	中林 章
29	市議会関係	前橋市議会	議員	中里 武
30	市議会関係	前橋市議会	議員	石塚 武
31	市議会関係	前橋市議会	議員	横山 勝彦
32	市議会関係	前橋市議会	議員	近藤 登
33	市議会関係	前橋市議会	議員	金井 清一
34	通信・輸送・交通関係	株式会社ドコモＣＳ関信越本部群馬支店ネットワーク部エリア品質担当	課長	星野 浩平
35	通信・輸送・交通関係	KDDIまとめてオフィス株式会社ソリューション群馬支店	コアスタッフ	中野 朋広
36	通信・輸送・交通関係	ソフトバンク株式会社公共事業推進本部 第二事業統括部	担当課長	高木 賢治
37	通信・輸送・交通関係	楽天モバイル株式会社 BCP管理本部 BCP運用部 災害対応支援課 関東BCPグループ	グループマネージャー	林 典明
38	報道関係	株式会社上毛新聞社	代表取締役社長	関口 雅弘
39	報道関係	朝日新聞社前橋総局	局長	八木 正則
40	報道関係	毎日新聞社前橋支局	局長	上鶴瀬 浄
41	報道関係	読売新聞東京本社前橋支局	支局長	金杉 康政
42	報道関係	産経新聞社前橋支局	支局長	風間 正人
43	報道関係	東京新聞前橋支局	支局長	鈴木 学
44	報道関係	日本経済新聞社 前橋支局	支局長	岡田 信行
45	報道関係	共同通信社 前橋支局	支局長	青池 雄一
46	報道関係	時事通信社 前橋支局	支局長	小林 英則
47	報道関係	日本放送協会 前橋放送局	放送局長	國廣 明美
48	報道関係	群馬テレビ株式会社	代表取締役社長	中川 伸一郎
49	報道関係	株式会社エフエム群馬	代表取締役社長	塚越 正弘
50	報道関係	株式会社ぐんま瓦版（前橋新聞mebuku）	代表者	阿部 和也
51	報道関係	株式会社まえばしCITYエフエム	代表取締役社長	圓岡 孝文

**第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会会則**

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 83 回国民スポーツ大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会において、前橋市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 前橋市を代表する者
- (2) 前橋市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監 事 3 名以内

(役員を選任)

第 6 条 会長は、前橋市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会長を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告しなければならない。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(参与)

第9条 準備委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。
- 4 参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限

を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 議会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

（3）専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。

（4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面議決）

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

1 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

3 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等をすることができる。

- 4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- 5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第17条 準備委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。
- (予算及び決算)

- 第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、前橋市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

- 第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和 6 年 9 月 2 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会の設立当初の会計年度は、第 1 9 条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

**第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会専門委員会規程**

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会（以下「準備委員会」という。）会則（令和 6 年 9 月 2 7 日施行）第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第 2 条 専門委員会の種類並びに準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。
 - (1) 委員長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
 - (2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を委員長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

- (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- (4) 委員長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- (5) 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- (6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規定は、令和6年12月10日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医療及び事務に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

競技式典 専門委員会	1 競技運営に関する事 2 施設整備に関する事 3 式典に関する事 4 その他競技運営に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関する事 2 駐車場に関する事 3 消防防災及び警備に関する事 4 その他輸送交通に関する事	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する事

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）の一部変更

1 概要

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）の一部変更案については、別紙のとおりである。

2 主な変更内容

- (1) 「観光・おもてなし基本計画」「消防防災・警備基本計画」の前倒しでの策定
- (2) 「式典基本計画」の策定取りやめ

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会「湯けむり国スポ・全スポぐんま」前橋市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】（第2版）

年度		令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
逆年		5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
開催県		佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県
主要行事		大会開催内定 中央競技団体正規視察 準備委員会設立	国スポ 関東ブロック大会（幹事県）	大会開催・会期決定 日本スポーツ協会・文部科学省総合視察 実行委員会へ改組		リハーサル大会〈リハ大会〉開催	第83回国民スポーツ大会開催 実行委員会解散
準備組織		準備委員会設立・総会開催 常任委員会 開催 総務企画専門委員会 開催 宿泊衛生専門委員会 開催 競技式典専門委員会 開催 輸送警備専門委員会 開催		実行委員会へ改組・総会開催			実行委員会解散総会開催
総務企画専門委員会	①総務企画 ②財務	県準備委員会との連絡調整 開催基本方針策定 開催推進総合計画策定	開催推進総合計画進行管理 企業協賛取扱要項作成 大会経費調査検討	県実行委員会との連絡調整 企業協賛の推進 〈リハ大会〉経費検討	〈リハ大会〉予算編成	〈リハ大会〉予算執行・決算 大会経費予算編成	大会予算執行・決算 大会識別用品整備 大会での遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入
	③広報	市国スポ準備室HP開設	広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 実行委員会HP 開設準備	実行委員会HP開設	大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
	④市民協働		市民運動基本計画策定 市民運動の推進 ボランティア募集要項作成	ボランティア募集	〈リハ大会〉ボランティア業務計画作成	ボランティア募集・説明会開催 〈リハ大会〉ボランティア配置 大会ボランティア業務計画作成	大会ボランティア配置
	⑤観光・おもてなし		観光・おもてなし基本計画策定 ※令和8年度から令和7年度に変更	観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし実施要項作成 案内所・休憩所等設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾・ガイドブック作成等の検討 〈リハ大会〉案内所・休憩所等設置 〈リハ大会〉売店設置	歓迎装飾・ガイドブック作成等の実施 大会案内所・休憩所等設置 大会売店設置

年度		令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
逆年		5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
開催県		佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県
宿泊衛生専門委員会	⑥宿泊		宿泊基本計画策定		〈リハ大会〉宿泊実施要項作成 大会弁当調達要項作成	〈リハ大会〉配宿実施 大会宿泊実施要項作成 〈リハ大会〉弁当調達実施	大会配宿実施（宿泊本部設置） 大会弁当調達実施
	⑦医事・衛生		医事・衛生基本計画策定	医療救護要項作成 防疫対策要項作成 食品衛生対策要項作成 環境衛生対策要項作成	医療救護実施マニュアル作成 〈リハ大会〉救護所設置計画作成 防疫対策実施マニュアル作成 食品衛生対策実施マニュアル作成 環境衛生対策実施マニュアル作成	救護所設置計画作成 〈リハ大会〉救護所設置 防疫対策の推進 食品衛生対策の推進 環境衛生対策の推進	救護本部・救護所設置
競技式典専門委員会	⑧競技	公開競技・デモスポ開催競技選定	競技運営基本計画策定 競技用具整備計画の検討・作成 競技役員等編成案の検討・作成 〈リハ大会〉実施検討	競技用具整備の推進 競技会係員・補助員編成計画作成 〈リハ大会〉開催基本計画策定	競技別リハ大会実施要項作成 情報通信基本計画策定	競技別実施要項作成 競技役員等の編成決定 競技会係員・補助員の編成決定・養成 競技別リハ大会プログラム作成・配布 公開競技・デモスポ実施要項作成 情報通信業務実施要項作成 〈リハ大会〉情報通信施設架設設置	競技別プログラム作成・配布 競技役員等の編成・委嘱 競技会係員・補助員の編成・委嘱 公開競技・デモスポ開催 情報通信施設架設設置
	⑨式典		式典基本計画策定 ※策定の取りやめ （注：競技運営基本計画に包含）		炬火イベント検討	式典実施要項作成 炬火イベント実施計画・要項作成	各競技会開会式・表彰式の実施 炬火イベント実施
	⑩施設		施設整備基本計画策定 施設整備の推進・点検				
輸送警備専門委員会	⑪輸送交通		輸送交通基本計画策定 駐車場等調査、確保	輸送交通業務実施要項作成	〈リハ大会〉輸送計画作成	輸送計画作成 〈リハ大会〉計画輸送実施 車両誘導計画作成	輸送本部設置
	⑫消防・警備		消防防災、警備基本計画策定 ※令和8年度から令和7年度に変更	消防防災、警備基本計画策定	消防防災、警備実施要項作成 〈リハ大会〉消防防警備計画作成	消防防災、警備計画作成 〈リハ大会〉消防防警備本部設置	消防警備本部設置
全国障害者スポーツ大会		会場地市町村・競技施設の選定 準備推進（競技役員養成、ボランティア養成、競技用具の整備等）					第28回全国障害者スポーツ大会

※年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 前橋市広報基本計画

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における広報については、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」に基づき、湯けむり国スポ・全スポぐんまに対する市民の関心や参加意識を高揚させるための効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・産業など、本市の多彩な魅力を全国に発信するため、本計画を定める。

2 基本事項

（１）愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を広報活動において積極的に活用し、その普及を図ることにより、大会開催を広く市民へ周知する。

- ア 愛称・スローガン等の活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用及び普及
- ウ イメージソング・ダンスの活用及び普及

（２）印刷物・製作物による広報

各種印刷物や看板等を製作し、効果的に活用することで、大会開催を広く市民へ周知する。

- ア ポスター、パンフレット等の作成及び活用
- イ PR 広報紙の作成及び活用
- ウ 「広報まえばし」や関係機関等の刊行物への掲載
- エ 広報グッズの作成及び活用
- オ 看板、案内板、横断幕、懸垂幕等の製作及び設置
- カ デジタルサイネージの活用

（３）多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報提供を行う。

- ア ホームページや SNS 等による情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用

（４）イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関及び関係団体等のイベント等と連携し、

効果的な情報発信を行う。

ア 啓発イベントの開催

イ 市、関係機関及び関係団体が開催するイベント等との連携

ウ 市のプロモーション活動との連携

(5) 大会報告書等による広報

準備経過、開催状況、競技記録等の記録を保存し、湯けむり国スポ・全スポぐんま開催を後世に伝えるため、大会報告書等を作成する。

ア 大会報告書の作成

イ 大会記録映像、写真集等の制作

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市市民運動基本計画

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における市民運動については、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが湯けむり国スポ・全スポぐんま開催の意義を理解し、年齢や性別、障害の有無に関わらずさまざまな立場で積極的に参加し、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくため、本計画を定める。

2 基本事項

（１）市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりが、する・みる・ささえるといった多様なかかわり方で湯けむり国スポ・全スポぐんまに参加し、夢や感動、一体感を共有できる大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加促進
- イ 競技会場での観戦や応援の促進
- ウ 大会開催に係るイベントへの積極的な参加

（２）心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

市民一人ひとりが、選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいと温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な対応の啓発
- イ 花いっぱい運動の実施
- ウ 手づくりのぼり旗等の作製及び掲出
- エ おもてなし料理等の振る舞い

（３）生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じた地域活性化に結びつく大会

市民一人ひとりが、生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じたスポーツに親しむことができる契機とする。

- ア デモンストレーションスポーツの P R
- イ 各種スポーツイベント等の情報発信
- ウ 競技体験会への参加促進

（４）本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

先人たちが永きにわたって愛し、育て、残してきた本市の歴史・文化、自然、産業

などの魅力を市民が再認識する機会とし、本市を訪れる人にさまざまな機会を通じて発信する。

ア 関係団体等と連携した本市の魅力の情報発信

イ 本市の特産品や郷土料理の紹介、提供

(5) 環境に配慮したクリーンで快適な大会

環境美化活動やゴミの減量化等を通じて、クリーンで快適な大会とする。

ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動の実施

イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクル活動の推進

ウ マイカーの利用自粛や、シェアサイクルc o g b e等の活用による公共交通機関の利用促進

エ 多様な移動手段をシームレスに繋ぐ群馬版M a a Sなど、新たな移動サービスの利用促進

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市観光・おもてなし基本計画

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における観光及びおもてなしについては、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」に基づき、選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かい気持ちでお迎えし、本市の多彩な魅力に触れていただくため、本計画を定める。

2 基本事項

（１）歓迎装飾の実施

選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者」という。）を歓迎するとともに、湯けむり国スポ・全スポぐんまの開催機運を高めるため、歓迎装飾を行う。

- ア 競技会場、練習会場及び競技会場に隣接した主要駅等への歓迎装飾の設置
- イ 市庁舎や市有施設における歓迎装飾の実施

（２）案内所・売店の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくため、情報提供施設を設置する。

- ア 大会参加者へ競技情報、観光情報を提供するため、競技会場や主要駅等に案内所を設置
- イ 大会参加者へ本市の特産品等を紹介、販売するため、競技会場に売店を設置

（３）休憩所の設置

大会参加者等が憩いの場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市宿泊基本計画

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における宿泊業務については、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」に基づき、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）を心のこもったおもてなしでお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、宿泊施設等と緊密に連携して安全で快適な宿舎の確保を図り、受入れ体制に万全を期するため、本計画を定める。

2 基本事項

（１）宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関及び関係団体と協議のうえ、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

（２）配宿

- ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。

（３）宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

（４）食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮し、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた、郷土色豊かなものを提供するよう努める。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市医事・衛生基本計画

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における医事・衛生業務については、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」に基づき、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催できるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医療救護体制及び防疫対策の確立を図るため、本計画を定める。

2 基本事項

（１）医療救護

大会参加者及び一般観覧者の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置する。また、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送を行えるよう、医療救護体制を整える。

（２）防疫

大会参加者及び一般観覧者の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整える。また、防疫に対する意識の向上を図る。

（３）食品衛生

大会参加者及び一般観覧者の食の安全・安心を確保するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行う。また、食品衛生に対する意識の向上を図り、食中毒の発生予防に努める。

（４）環境衛生

大会参加者及び一般観覧者に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関及び関係団体はもとより、広く市民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適切な処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、動物の適正管理等に努める。また、環境衛生に対する意識の向上を図る。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市競技運営基本計画

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における競技会運営及び式典については、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下、「県等」という。）と緊密に連携し、円滑で効率的な運営を図るとともに、本市の特色を生かし、可能な限りスマートな大会とするため、本計画を定める。

2 基本事項

（１）競技会

- ア 県等と緊密に連携を図り、多岐にわたる競技会運営業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。
- イ 競技役員等の編成については、県及び競技団体と十分協議のうえ、適正な配置を行う。
- ウ 競技用具の整備については、県等及び施設管理者と十分協議のうえ、現有する用具をできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう、計画的かつ効率的に行う。
- エ 競技記録の収集及び速報については、県等と連携を図りながら、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

（２）リハーサル大会

リハーサル大会は、競技会の運営能力の向上を図るとともに、湯けむり国スポ・全スポぐんまに対する市民の機運醸成を図るため、県等と協力して開催する。

（３）式典

- ア 開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化の工夫を図ることとする。
- イ 表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が一般観覧者及び大会参加者と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市施設整備基本計画

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における競技施設の整備については、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」及び国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準に基づき、既存施設の有効活用を図るとともに、湯けむり国スポ・全スポぐんま開催後の市民利用にも配慮した整備に努めるため、本計画を定める。

2 基本事項

（１）安心・安全の確保

選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の安心・安全を確保するため、感染症や災害に備えた仮設物の配置や、動線の確保等に留意した施設整備に取り組む。

（２）環境への配慮

環境への負荷の軽減と S D G s の達成に向け、環境に配慮した資材の調達や施工に努める。

（３）競技施設及び練習会場の整備

ア 競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者（以下、「県等」という。）と十分協議のうえ、可能な限り既存施設を有効活用し、現状での利用を基本としながら、仮設での対応を含めて整備する。

イ 将来にわたって施設が果たす役割と財政負担とのバランスを考慮し、最小限の整備にとどめる。

（４）臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県等と十分協議のうえ、整備する。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市輸送・交通基本計画

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通業務については、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」に基づき、本計画を定める。本市の交通事情を勘案し、交通事業者等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 基本事項

（１）輸送対策

- ア 原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。
- イ 競技会場、練習会場、宿舎への輸送は、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認める場合、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。
- ウ 他市と共催で行う競技に係る大会参加者の輸送については、当該市と協議のうえ、別に定める。

（２）交通対策

- ア 大会参加者の関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。
- イ 大会参加者の関係車両、一般観覧者の車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

（３）駐車場対策

- ア 競技会場及び練習会場の周辺における駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。
- イ 大会参加者の関係車両における駐車場利用は、運営上の必要最低限とし、一般観覧者の車両を含む一般車両と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。
- ウ 一般観覧者には自家用車での来場自粛を呼びかけ、駐車場利用を最小限にする。

（４）環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、群馬版 M

a a s の活用による公共交通機関や、シェアサイクル c o g b e 等自転車の積極的な利用、自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市消防防災・警備基本計画

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における消防防災・警備業務については、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」に基づき、本計画を定める。競技会場、その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察、その他関係機関（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 基本事項

（１）消防防災対策

- ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災やその他の災害予防、災害発生時における情報収集伝達及び避難誘導、救急・救助等に関する対策を講じる。
- イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

（２）警備対策

- ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした、警備体制、通信体制、関係機関等との連絡協力体制の確立や、警備員の訓練等、諸対策を講じる。
- イ 大会期間中には、関係機関等と連携を図って防犯対策を強化し、犯罪の予防・防止に努める。また、必要に応じた適切な誘導を行う。

（３）大規模災害対策

- ア 前橋市地域防災計画を踏まえ、大規模災害の発生時における情報収集伝達及び避難誘導、救急・救助等に関する対策を講じる。
- イ 大規模災害が発生、または発生する恐れがあり、前橋市災害対策本部が設置された場合には、当該本部及び関係機関等と緊密に連携し対応する。